

分権と自治

佐藤 克廣

われわれは、分権と自治とは、言い方の違いこそあれ、ほぼ同じことを表していると考えがちである。中央政府の権限が地方に配分されるようになれば、すなわち、分権が進めば、地方の自治の幅も増えることになる。

二〇〇〇年の分権改革は、まさにそのような思いとともに進められたように思える。それから二〇年が経過した現在、自治が地域にもたらされているだろうか。自治がもたらされているとしても、人々の生活を豊かにして、将来への展望を持てるようにしているだろうか。

自治には二つの要素がある。第一は、自分(たち)が何をするかしないかを決められることである。第二は、すると決めたことの内容を自分(たち)でどのように行うかを決められることである。二〇〇〇年分権改革の成果は、自治の面で現れているであろうか。

改革は行われたが、その結果が期待通りとまらないのは、しばしばあることである。また、改革は「未完」(西尾勝・金井利之)であることも指摘される通りであろう。改革は、その前に付置される「〇〇」について、多くの欠陥が見出され、それらを改善するために、特別な変化・変動を起こさなければならぬ

と考えられる場合に提案され、行われる。

改革は、当該の問題・欠陥を認識し、それをなくすには何らかの変化・変更が必要であるとす意識が多くの人々に共有されなければ緒につかない。また、変化・変更の方向についての合意、変更する内容や手順についての合意がなされなければ、実現しないのが改革である。

となれば、改革は、その目的・内容・手順について合意があつて実現したはずである。とはいえ、その合意内容は、関係する当事者たちや周りを取り巻く何らかの利害関係者たちそれぞれにとつて同じものではないかもしれない。姿形にあらわれた合意内容は、しっかりしている、それを見る角度、捉え方の深度、周辺の状況との認識において、それぞれ違った様相を見せるかもしれない。むしろ、違つているのが通常であるとも言える。

地方分権改革は、どうであつたろうか。問題は、どのような分権がなされたのか、地域の自治は拡充したのか、である。分権改革とその後に行われた市町村合併、三位一体改革、地方創生……。いずれを振りかえつても、分権を推進する改革だつたと強弁されるかもしれない。確かに小規模町村では分権化された業

務の遂行は難しいかもしれない。租税配分変更も分権であると言える。自治体を良くする方策は自ら考えよというのも分権かもしれない。

しかし、これらの改革は、自治を進める改革では毛頭なかつたことは確かである。何をするかを自分たちで決めることが難しかつたからである。「自主的な合併の推進」は都道府県に陰に陽に圧力をかける形で行われた。自治的に合併を選ばなかつた市町村はあるものの、それはかなり勇気のいる決断であつたことは間違いない。人口減は国策の結果であつて個別自治体の問題とは言えない。にもかかわらず、人の奪い合いをせよというに等しいことを自治体に押しつけた。交付税配分に格差をつけるという豪腕さを使って。毫も自治のための改革とは言えない。

「分権を進めることが自治の強化につながるのか?」とつづつと感じていた疑問には、分権と自治とは別物であるという解答にたどり着く。分権化すれば自治が実現するという公式は単純には成り立たないのである。ただし、分権は中央政府の管轄事項であり、自治はまさに地域住民側、自治体側が行うものである。分権は進んだけれど自治は手に入っていないと嘆くのもお門違いと思う。自治は自ら実現するものである。

道内でも多くの自治体で選挙が行われる年である。自治をどのように実態あるものにするか、有権者も考えなければならぬ。

へさとう かつひろ 北海学園大学教授/当研究所理事長